



# おくやみハンドブック

～ ご遺族さまのための手続き案内～

淡路市

# ご遺族さまへ

---

このたびのご親族さまのご不幸、謹んでお  
くやみ申し上げます。

ご遺族さまにおかれましては、今後、さま  
ざまな申請や届出などの手続きが生じてくる  
かと存じます。

淡路市では、必要な手続きを少しでも負担  
なく行っていただけるよう「おくやみハンド  
ブック」にとりまとめましたので、どうぞご  
利用ください。

淡路市長 門 康彦

# ～ お手続きのご案内 ～

## 各種のお手続きで主に必要なもの

ご遺族さまのもの（相続人代表者さま・喪主さま）

\* 相続人代表者さまと喪主さまが異なる場合はそれぞれの方のものが必要です。

### 本人確認書類

国または地方公共団体が発行した顔写真付き身分証明書 1点

\* 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 などが  
ない場合は次のうち 2点

\* 被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など

### 認印

預貯金通帳 \* 税金等の引落とし口座を変更する場合は銀行印もお持ちください。

### 亡くなった方のもの

\* 「亡くなった方のもの」のうち、該当する書類が見当たらない場合は、その旨をお申し出ください。

国民年金手帳又は国民年金証書

（振込ハガキなど基礎年金番号がわかるものでも可）

印鑑登録証

後期高齢者医療保険証、障害者手帳など、市役所から交付されたもの

## 淡路市役所案内図



死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き【必要なもの】	受付窓口
年金	国民年金を受給又は加入されている方	○未支給年金請求・遺族年金・障がい年金・寡婦年金・死亡一時金などの請求 * 亡くなった方の配偶者が厚生年金等の被扶養者(3号)の場合は、国民年金(1号)被保険者への変更が必要 【必要なもの】 ・亡くなった方の年金証書 ・年金手帳等の基礎年金番号がわかるもの ・亡くなった方と請求者のマイナンバーカード又は通知カード ・請求者名義の通帳 ・亡くなった方と請求者の続柄のわかる戸籍謄本	福祉総務課 2号館1階 3番窓口 電話 0799-64-2509 電話 050-7105-5009(IP) または 各事務所 市民窓口課
	厚生年金を受給されている方	○未支給年金・遺族年金などの請求	明石年金事務所 電話 078-912-4983
	企業年金を受給されている方	○各企業年金基金または企業年金連合会にお問い合わせください。	年金相談室 電話 0570-02-2666
	共済年金を受給されている方	○各共済年金組合にお問い合わせください。	
	恩給を受給されている方	○総務省恩給相談窓口にお問い合わせください。	総務省恩給相談窓口 電話 03-5273-1400
	農業者年金を受給されている方	○死亡届・未支給年金請求 【必要なもの】 ・年金証書 ・届出される方の印鑑(認印) ・亡くなった方の除籍謄本 ・亡くなった方と未支給年金請求者の続柄が確認できる戸籍謄本等の写し (除籍謄本で続柄が確認できれば不要) ・未支給年金請求者の預貯金通帳	農業委員会 1号館2階 35番窓口 電話 0799-64-2516 電話 050-7105-5016(IP)  お手続きは淡路日の出農協の各支店で行います。
農地	農地を相続された方	○農地法第3条の3第1項の規定による届出が必要になります。(相続等による農地の権利取得の届出) * 届出は相続登記完了後となります。 【必要なもの】 ・相続した農地の明細(相続した地番等が分かる任意のもの) ・相続された方の印鑑(認印)	農業委員会事務局 1号館2階 35番窓口 電話 050-7105-5016(IP) 電話 0799-64-2516
介護	介護保険に加入されている方	○被保険者証の返還 * 保険料は再計算して翌月以降に通知	長寿介護課 1号館1階 11番窓口 電話 0799-64-2511 電話 050-7105-5011(IP) または 各事務所 市民窓口課

区分	対象者	主な手続き【必要なもの】	受付窓口
保険	後期高齢者医療保険、国民健康保険に加入されている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者証の返還</li> <li>○葬祭費の請求</li> <li>○送付先変更の届出</li> <li>○高額療養費の申請 (該当する場合、法定相続人が申請)</li> <li>○保険料還付の手続き * 保険料は再計算して翌月以降に通知 * 精算が必要になる場合あり</li> </ul> <b>【必要なもの】</b> ・国保加入者がいる世帯の世帯主が亡くなった場合は、加入者全員の被保険者証	福祉総務課 1号館1階 3番窓口 電話 0799-64-2509 電話 050-7105-5009(IP) または 各事務所 市民窓口課
	福祉医療を受給されている方	○受給資格証の返還	
	その他の健康保険に加入されている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記以外の健康保険の方は、それぞれの保険者にお問い合わせください。</li> <li>○亡くなった方の保険の扶養から外れて、淡路市国民健康保険に加入する場合 <b>【必要なもの】</b> ・資格喪失証明書(勤務先が発行)</li> </ul>	
市税	市・県民税が課税されている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続人代表者の指定届 (課税されていた方が亡くなった場合) * 納税通知書の送付先等を設定 (固定資産税は、登記変更までの間)</li> </ul>	税務課 2号館1階 4番窓口 電話 0799-64-2505 電話 050-7105-5005(IP) または 各事務所 市民窓口課
	固定資産(土地・家屋)をお持ちの方	<b>【必要なもの】</b> ・相続人代表者の方の印鑑(認印) ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類	
	軽自動車をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○口座振替の廃止(口座振替手続きをしている納税義務者または口座名義人が亡くなった場合) * 引き続き口座振替を希望する場合、手続きが必要となります。 詳しくは右記にお問合せください。</li> </ul>	
	原動機付自転車等の車両をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○名義変更・廃車手続き <b>【必要なもの】</b> ・ナンバープレート ・相続人代表者の方の印鑑(認印) * 毎年4月1日現在の所有者に課税されます。 早めの手続きをお願いします。</li> </ul>	

区分	対象者	主な手続き【必要なもの】	受付窓口
市営住宅	名義人 (引き続き市営住宅に入居される同居親族がいる場合)	○市営住宅入居者異動届 ○市営住宅承継入居承認申請書ほか 【必要なもの】 ・承継する同居親族の方の印鑑(認印)	都市計画課 1号館1階 20番窓口 電話 0799-64-2533 電話 050-7105-5026(IP)
	名義人 (市営住宅を退去する場合)	○市営住宅返還届ほか *退去立会が必要です。 【必要なもの】 ・公営住宅入居敷金還付請求書兼誓約書 (敷金をお預かりしている場合のみ) ・敷金返還先の口座情報がわかるもの ・手続きする方の印鑑(認印)	
	同居人(名義人以外)	○市営住宅入居者異動届 【必要なもの】 ・手続きする方の印鑑(認印)	
水道	閉栓	○閉栓手続き ・電話または窓口でお手続き可能です。 【必要なもの】 ・閉栓される方の印鑑(認印) *窓口で手続きされる場合	(平日) 淡路広域水道企業団 淡路市水道お客様センター 1号館1階 17番窓口 電話 0799-64-1780 または 各事務所 市民窓口課
	名義変更	○名義変更手続き ・窓口でお手続き可能です。 ・名義変更に伴うお支払い方法等変更手続き(口座変更等)も必要な場合があります。詳細はお問合せください。 【必要なもの】 ・届け出される方の印鑑(認印) ・新使用者の方の印鑑(認印)	(休日) 統括お客様センター 電話 0799-53-6741 *休日はお問合せのみ

区分	対象者	主な手続き【必要なもの】	受付窓口
障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	<p>○手帳返還届 【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった方の手帳</li> <li>・手続きする方の印鑑(認印)</li> </ul>	<p>地域福祉課 1号館1階 9番窓口 電話 0799-64-2510 電話 050-7105-5010(IP) または 各事務所 市民窓口課</p>
	心身障害者扶養共済制度に加入している方	<p>○年金支給申請 (心身障害者の保護者の方が亡くなったとき) 【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者(保護者)の住民票除票の写しまたは戸籍抄本</li> <li>・年金受給権者(障害者)及び年金管理者の住民票の写しまたは戸籍抄本</li> <li>*年金管理者を指定している場合のみ</li> <li>・年金受給権者(障害者)及び年金管理者の印鑑(認印)</li> <li>*年金管理者を指定している場合もしくは同時に指定する場合のみ</li> <li>・年金受給権者(障害者)の振込先口座がわかるもの</li> <li>*年金管理者を指定している場合は年金管理者の振込先口座がわかるもの</li> <li>・医師が発行する死亡診断書もしくは死体検案書(写しの場合原本証明が必要)</li> <li>・加入から2年以内に亡くなった場合は死亡証明書(指定様式)</li> <li>・加入証書、口数追加証書(紛失の場合は不要)</li> </ul> <p>○弔慰金支給申請(心身障害者の方が亡くなったとき) 【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者(保護者)の住民票の写しまたは戸籍抄本</li> <li>・亡くなった障害者の住民票除票の写しまたは戸籍抄本</li> <li>・加入者(保護者)の印鑑(認印)</li> <li>・加入者(保護者)の振込先口座がわかるもの</li> <li>・加入証書、口数追加証書(紛失の場合は不要)</li> </ul> <p>○死亡届 (心身障害者扶養共済年金受給中の障害者の方が亡くなったとき) 【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きする方の印鑑(認印)</li> <li>・年金受給権者(障害者)の住民票除票の写しまたは戸籍抄本</li> <li>・心身障害者扶養共済年金証書(紛失の場合は不要)</li> </ul>	

区分	対象者	主な手続き【必要なもの】	受付窓口
障がい	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	○受給者証返還届 【必要なもの】 ・亡くなった方の自立支援医療受給者証(精神通院) ・手続きする方の印鑑(認印)	地域福祉課 1号館1階 9番窓口 電話 0799-64-2510 電話 050-7105-5010(IP) または 各事務所 市民窓口課
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	○死亡届、未支払請求書(未払分がある場合) 【必要なもの】 ・手続きする方の印鑑(認印) ・未払分がある場合...受給者の配偶者または扶養義務者で受給者と生計を同じくしていた方の振込先口座がわかるもの	
	ETC割引(有料道路、一般自動車道通行料)を受けている方	○利用登録削除依頼書 【必要なもの】 ・亡くなった方の手帳 ・登録時のお問合わせ番号がわかるもの	
墓地	市営墓地を使用している方(名義人)が死亡した場合	【必要なもの】 (1)淡路市墓地等使用許可申請書(実印押印) (2)誓約書(実印押印) (3)申請者(承継者)の本籍地が記載された住民票等(マイナンバーの記載は不要です。) (4)被承継者の死亡日が記載された戸籍謄本(除籍謄本等) (5)承継者(申請者)と被承継者の続柄が記載された戸籍謄本等 * 上記(3)(4)により、申請者(承継者)と被承継者の続柄が記載されている場合は不要です。 (6)永代使用許可証(被承継者へ使用許可時に交付している許可証) (7)承継者(申請者)の印鑑証明書 * 上記(6)の永代使用許可証を紛失された場合のみ添付してください。	生活環境課 1号館2階 37番窓口 電話 0799-64-2523 電話 050-7105-5023(IP)
	市営墓地を永代使用(新規購入)される方	【必要なもの】 市内に住所を有する方 (1)淡路市墓地等使用許可申請書(永代使用) (2)申請者の本籍地が記載された住民票(マイナンバーの記載は不要です。) 市内に住所がなく、市内に本籍を有する方 (1)淡路市墓地等使用許可申請書(永代使用) (2)申請者の本籍地が記載された住民票(マイナンバーの記載は不要です。) (3)代理人の本籍地が記載された住民票(マイナンバーの記載は不要です。)	
	市営墓地を使用している方(埋蔵・収蔵(納骨)する場合)	【必要なもの】 (1)埋蔵・収蔵届出書 (2)埋火葬許可証もしくは改葬許可証	



区分	対象者	主な手続き【必要なもの】	受付窓口
浄化槽	浄化槽を使用している方	○浄化槽の清掃については、市の許可を受けた清掃業許可業者へ依頼してください。許可業者の連絡先等に関しては、別表1「し尿・浄化槽汚泥収集業者一覧」をご覧ください。	<p style="text-align: center;">生活環境課 1号館2階 37番窓口 電話 0799-64-2523 電話 050-7105-5023 (IP)</p>
し尿	し尿の汲み取りを利用される方	○し尿の汲み取りについては、市の許可を受けた清掃業許可業者へ依頼してください。許可業者の連絡先等に関しては、別表1「し尿・浄化槽汚泥収集業者一覧」をご覧ください。	
犬	犬の飼い主の方	○所有者の変更手続き 【必要なもの】 犬の鑑札	
ごみ	片付けごみの処理が必要な方	<p>片付けごみは、町内会のごみステーションに出すことはできませんので、以下の方法で処理をお願いいたします。</p> <p>○施設に直接持込を行う場合 ごみの分類ごとのごみ処理施設に持込をお願いします。ごみの分類で不明なものがあれば、右記にお問い合わせください。</p> <p>【可燃ごみを処理される場合】 夕陽が丘クリーンセンター 所在地：淡路市野島常盤1559番地29 電話：0799-82-3144</p> <p>【不燃ごみを処理される場合】 淡路広域行政事務組合 奥畑粗大ごみ処理場 所在地：洲本市奥畑字西の谷394番地1 電話：0799-24-1676</p> <p>【資源ごみを処理する場合】 別表2「エコプラザ(資源ごみ回収施設)一覧」</p> <p>○市の認可業者に運搬を依頼する場合 許可業者に直接ご連絡ください。許可業者の一覧に関しては、別表3「一般廃棄物収集運搬許可業者一覧」をご覧ください。</p>	
防災	防災行政無線	○市が貸与している防災行政無線個別受信機を返却する場合 【必要なもの】 ・防災行政無線個別受信機 ・手続きする方の印鑑(認印)	<p style="text-align: center;">消防防災課 防災あんしんセンター 2階 電話 0799-64-2152 電話 050-7105-5212 (IP) または 各事務所 市民窓口課</p>

区分	対象者	主な手続き【必要なもの】	受付窓口
子ども	児童手当支給対象児童の方が亡くなった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受給事由消滅届または額改定届(減額)</li> <li>【必要なもの】</li> <li>・受給者(保護者等)の印鑑(認印)</li> </ul>	<p style="text-align: center;">子育て応援課 2号館1階 2番窓口 電話 0799-64-2134 電話 050-7105-5164(IP) または 各事務所市民窓口課</p>
	児童手当受給者の方が亡くなった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受給事由消滅届</li> <li>○未払請求</li> <li>○認定請求</li> <li>【必要なもの】</li> <li>・受給者(保護者等)の印鑑(認印)</li> <li>・支給対象児童の通帳 (複数人いる場合は長子のもの)</li> <li>・新たに受給者となる方の 保険証・通帳・マイナンバーが確認できるもの等</li> <li>* 事前に右記にお問合せください。</li> </ul>	
	児童扶養手当支給対象児童の方が亡くなった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資格喪失届または額改定届(減額)</li> <li>【必要なもの】</li> <li>・受給者(保護者等)の印鑑(認印)</li> <li>・資格喪失の場合は児童扶養手当証書</li> </ul>	
	児童扶養手当受給者の方が亡くなった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受給者死亡届(未支払い手当請求)等</li> <li>【必要なもの】</li> <li>・ご遺族の方の印鑑(認印)</li> <li>* 事前に右記にお問合せください。</li> </ul>	
	特別児童扶養手当支給対象児童の方が亡くなった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資格喪失届または額改定届(減額)</li> <li>【必要なもの】</li> <li>・受給者(保護者等)の印鑑(認印)</li> <li>・特別児童扶養手当証書</li> </ul>	
	特別児童扶養手当受給者の方が亡くなった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受給者死亡届(未支払い手当請求)等</li> <li>【必要なもの】</li> <li>・ご遺族の方の印鑑(認印)</li> <li>* 事前に右記にお問合せください。</li> </ul>	
	市内保育所(園)・認定こども園在園児の保護者が亡くなった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の変更手続き</li> <li>○口座振替の変更の手続き</li> <li>【必要なもの】</li> <li>・在園している保育所(園)・認定こども園にお問合せください。</li> </ul>	

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所以外での手続き）

	対象	主な手続き	問い合わせ先
市役所以外での手続き	固定電話・携帯電話	・契約承継・解約	各契約会社
	インターネット	・名義承継・解約	各契約会社
	NHK受信料	・名義変更・解約	フリーダイヤル 0120-151515 有料ダイヤル 050-3786-5003 (フリーダイヤルにつながらない場合)
	電気・ガス料金等	・名義承継・解約	各契約会社
	生命保険等	・死亡保険金の請求 ・入院給付金の請求 等	加入していた生命保険会社または代理店
	預貯金口座等	・口座凍結の解除	各金融機関 等
	株式等	・名義変更	証券会社 等
	国債	・記名変更 ・償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
	クレジットカード	・解約	各契約会社
	パスポート	・返納	兵庫県旅券事務所 078-222-8700 (神戸市中央区御幸通8丁目1-6)
	特別永住証 在留カード	・返納	大阪出入国在留管理局 神戸支局 078-391-6378 (神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎) *特別永住者証のみ、市民人権課・各事務所でもお預かりできます
	運転免許証	・返納	津名警部派出所 0799-62-0110 (淡路市志筑3112-17) 津名西警部派出所 0799-85-0110 (淡路市郡家86-4) 淡路警察署 0799-72-0110 (淡路市岩屋2942-24)
	不動産登記関係	・土地・家屋等移転登記	神戸地方法務局 洲本市局 0799-22-0497 (洲本市山手1丁目2-19)
	国税関係	・相続手続き ・所得税・消費税申告手続き	洲本税務署 0799-24-1212 (洲本市山手1丁目-15)
遺言書	・検認・開封	洲本家庭裁判所 0799-25-2332 (洲本市山手1丁目-18)	
相続放棄	・相続放棄の申立		

## 戸籍、住民票の取得について

亡くなった人の証明書を取得する際に、申請者との関係によって委任状が必要な場合があります。

委任状の様式は、次のページに掲載していますのでご利用ください。

### 住民票をご請求の方にお尋ねします。

Q1：請求者は亡くなった人と同世帯ですか？

はい 委任状は不要です

いいえ Q2へ

Q2：亡くなった人は1人世帯ですか？

はい Q3へ

いいえ 同世帯員の委任状が必要です

Q3：請求者は相続人ですか？

はい 委任状は不要。相続人と確認できる<sup>\*1</sup> 戸籍謄本が必要です。

いいえ 相続人からの委任状および委任者が相続人と確認できる

<sup>\*1</sup> 戸籍謄本をお持ちください。（\*1.本籍が淡路市以外の場合）

### 戸籍関係書類をご請求の方にお尋ねします。

Q1：請求者は直系の血族ですか？

はい 委任状は不要です

いいえ Q2へ

Q2：請求者は相続人ですか？

はい 委任状は不要。相続人と確認できる<sup>\*1</sup> 戸籍謄本が必要です。

いいえ 相続人からの委任状および委任者が相続人と確認できる

<sup>\*1</sup> 戸籍謄本をお持ちください。（\*1.本籍が淡路市以外の場合）

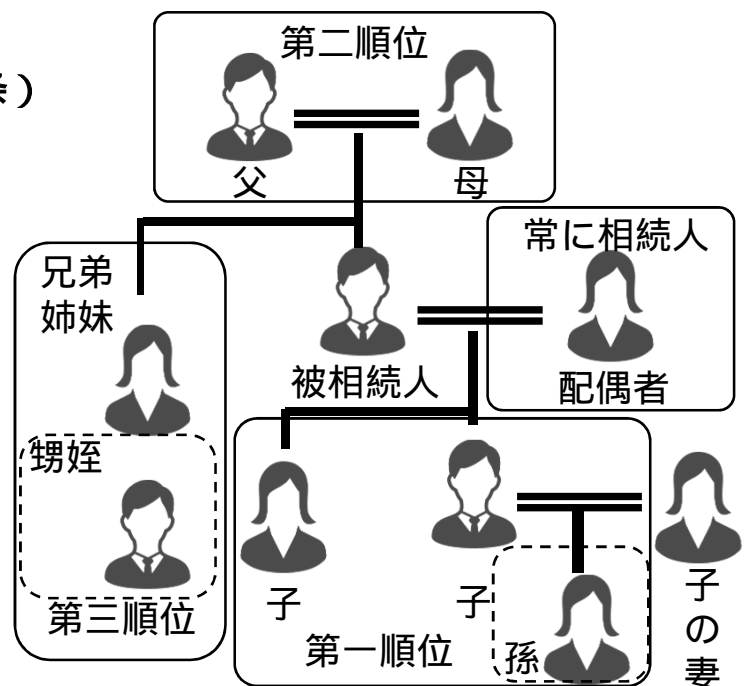
### 法定相続順位（民法887条、889条、890条）

右図に該当する人全員が相続の対象となるわけではなく、優先順位が決まっており、その優先順に沿って該当した人が相続人となります。

具体的に、お父様が亡くなった場合、お母様（配偶者）とそのお子様（第一順位）が相続の対象となります。第一順位がいなければ、第二順位、第二順位がいなければ、第三順位となります。

また、第四順位はなく、相続人がいない場合は国庫に帰属されます。

（民法959条）



\*〔〕 被相続人より先に子・兄弟姉妹が死亡しているとき

# 記載例

## 委任状

(代理権授与通知書)

淡路市長様

依頼をする人

住所 **淡路市生穂新島〇番地**

氏名 **淡路〇郎**

生年月日 明・大(昭)平・令〇〇年△△月□□日

※(戸籍関係の証明書取得の場合のみ記入)

本籍 兵庫県淡路市

筆頭者の氏名

必ず認印を押印してください。

淡路

令和〇〇年〇〇月〇〇日、私(依頼人)は、次の者を代理人として

《例》

・**淡路〇郎**の住民票世帯全員 1 通  
(本籍・筆頭者、世帯主・続柄の記載のあるもの)

・〇〇〇〇〇〇の住民票個人 △通

・〇〇〇〇〇〇の戸籍謄本 △通

・〇〇〇〇〇〇の戸籍抄本 △通

誰のなにかが必要か具体的に記入してください。

必要な通数も記入ください。

住民票について、  
本籍・筆頭者、世帯主・続柄の  
記載が必要な場合はその旨も  
記入してください。

の行為を依頼しました。

依頼を受ける人(窓口に行く代理人)

住所 **淡路市大谷〇番地**

氏名 **淡路〇子**

生年月日 明・大(昭)平・令〇〇年△△月□□日

## 委任状

(代理権授与通知書)

淡路市長様

依頼をする人

住所

氏名 (印)

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

※(戸籍関係の証明書取得の場合のみ記入)

本籍 兵庫県淡路市

筆頭者の氏名

令和 年 月 日、私(依頼人)は、次の者を代理人として

・証明書交付申請

( ..... 通)

( ..... 通)

の行為を依頼しました。

依頼を受ける人(窓口に行く代理人)

住所

氏名

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

※すべて依頼をする人が自筆で記入・押印してください

※不正に作成された委任状の行使は、刑罰の対象になります。(刑法第159条、第161条)

※代理人の本人確認書類(運転免許証等)と認印も持参ください。

別表1「し尿・浄化槽汚泥収集業者一覧」

地 区	業 者 名	電話番号	収集できるもの
津名地区	富岡清掃	0799-62-1893	し尿・浄化槽汚泥
	中谷清掃(株)	0799-22-2609	し尿・浄化槽汚泥
	(有)洲本衛生公社	0799-22-0098	浄化槽汚泥のみ
岩屋地区	仲田環境サービス	0799-72-4237	浄化槽汚泥のみ
	淡路清掃(株)	0799-45-0413	浄化槽汚泥のみ
	関西技研(株)	0799-74-0358	し尿・浄化槽汚泥
	(有)洲本衛生公社	0799-22-0098	浄化槽汚泥のみ
北淡地区	淡路清掃(株)	0799-45-0413	し尿・浄化槽汚泥
	仲田環境サービス	0799-72-4237	浄化槽汚泥のみ
	関西技研(株)	0799-74-0358	浄化槽汚泥のみ
	(有)洲本衛生公社	0799-22-0098	浄化槽汚泥のみ
一宮地区	(有)中淡清掃	0799-86-0895	し尿・浄化槽汚泥
東浦地区	関西技研(株)	0799-74-0358	し尿・浄化槽汚泥
	(有)洲本衛生公社	0799-22-0098	浄化槽汚泥のみ

別表2「エコプラザ(資源ごみ回収施設)一覧」

施設名	住 所	電話番号	受 入 日	利用時間
津名エコプラザ	淡路市志筑1609-1	0799-62-5371	日・月・火・木・金・土	9時～16時
岩屋エコプラザ	淡路市岩屋3242-1	0799-72-3719	火・木・土	
北淡エコプラザ	淡路市斗ノ内101	0799-82-2569	月・水・土	
一宮資源ごみ回収ステーション	淡路市郡家1175-1	080-8300-8646	日・水・金	
東浦エコプラザ	淡路市久留麻342	0799-74-3563	日・月・水・金	

別表3「一般廃棄物収集運搬許可業者一覧」

業 者 名	住 所	電話番号	備 考
(株)淡路観光開発公社	淡路市岩屋1187-1	0799-72-0001	
(株)淡路紙料センター	淡路市塩田新島2-5	0799-62-1118	古紙回収も行っています
淡路清掃(株)	南あわじ市山添606-1	0799-45-0413	
関西技研(株)	淡路市久留麻26-3	0799-74-0358	
(有)クリーンサービス	淡路市志筑1802-1	0799-62-2150	
鳥取興業(株)	南あわじ市福良丙253	0799-52-2068	古紙回収も行っています
仲田環境サービス	淡路市岩屋478-1	0799-72-4237	

各事務所一覧

施設名	住所	電話番号
淡路市役所	淡路市生穂新島8	0799-64-0001(代)
一宮事務所	淡路市郡家170-1	0799-85-1122(代)
北淡事務所	淡路市富島25-41	0799-82-1144(代)
東浦事務所	淡路市久留麻239-1	0799-74-4101(代)
岩屋事務所	淡路市岩屋1514-18	0799-72-3111(代)

